

## ウ 災害時等対応重機の所有 基準

### (評価対象となる重機)

対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要件
バックホウ	山積 0.11 m <sup>3</sup> (旧 JIS 0.10 m <sup>3</sup> ) 以上	自社所有（単独所有） 又は 1年以上のリース契約 (ファイナンスリース契約に限る)	労働安全衛生法に規定する定期（特定）自主検査を受けていること。
トラクターショベル (ショベルローダー)	クローラ式：平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上 ホイール式：山積 0.34 m <sup>3</sup> 以上		
ダンプトラック	2 t 以上		車検を受けていること。

### (評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる(1)から(4)の事項を全て満たしている者。

(1)	【バックホウ(1台)+ダンプトラック(1台)】又は【トラクターショベル(1台)+ダンプトラック(1台)】の少なくともどちらかの所有状態であること。							
(2)	(1)のバックホウ又はトラクターショベル（公道走行不可の場合）を回送できる車両を1台は自社所有（車検を受けていること。）していること。但し、トラクターショベル（公道走行可の場合）、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。							
(3)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">バックホウ</td> <td rowspan="4">                             資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。                         </td> <td rowspan="2">                             運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。                         </td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> </tr> <tr> <td>回送車両</td> <td>                             バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。                         </td> </tr> </table>	バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。	トラクターショベル	ダンプトラック	回送車両	バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。
バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。						
トラクターショベル								
ダンプトラック								
回送車両		バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。						
(4)	災害時等において、県に協力を確約するもの。							

(評価の方法)

(1)	【 バックホウ（1台） + ダンプトラック（1台） 】 所有の場合：30点を加 又は 【 トラクターショベル（1台） + ダンプトラック（1台） 】 所有の場合：30点を加
(2)	■バックホウ・・・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加 ■トラクターショベル・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加 ■ダンプトラック・・・・・・・・・・1台増えるごとに5点を加
(3)	(1)+(2)で合計60点を上限とする。

(現地調査)

対応重機は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。